



発行 新潟県
第 37 号
 令和3年5月14日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 638 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 639 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 640 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 641 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健総務課）
- 642 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 643 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 644 保安林の指定解除予定（治山課）
- 645 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 646 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 647 基本測量の終了通知（監理課）
- 648 基本測量の終了通知（監理課）
- 649 道路の区域変更（道路管理課）
- 650 道路の供用開始（道路管理課）
- 651 道路の区域変更（道路管理課）
- 652 道路の供用開始（道路管理課）
- 653 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 新潟県農業高等学校の学生募集（経営普及課）

正 誤

令和3年4月27日付け県報第33号監査委員公表中（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第638号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 高木内科クリニック	長岡市緑町1丁目37番地2	令和3年4月1日
医療法人社団 新俊会 新保内科医院	長岡市古正寺3-12	令和3年4月1日

長東歯科医院	長岡市大島本町4-106-1	令和3年4月1日
医療法人社団 ひまわり歯科	長岡市川崎2-2478-1	令和3年4月1日
医療法人社団 阿部歯科医院	長岡市本町1-3-1	令和3年4月1日
すぎたに整形外科クリニック	上越市とよば79番地	令和3年4月1日
万代歯科クリニック	上越市新光町2-2-5	令和3年4月1日
中央調剤薬局 中央店	上越市中央1-23-5	令和3年3月7日
訪問看護ステーションみのり	上越市春日山町1丁目5番5号	令和3年4月1日
金子歯科医院	三条市北四日町9-9	令和3年4月1日
ウエルシア薬局三条東本成寺店	三条市東本成寺21番28号	令和3年4月1日
駅前クリニック 前畑医院	柏崎市駅前2丁目2番3号	令和3年4月1日
柏崎調剤薬局	柏崎市駅前2-2-50	令和3年4月1日
三日市内科クリニック	新発田市三日市605番地1	令和3年4月1日
いいじま歯科クリニック	新発田市新栄町1-6-13	令和3年4月1日
ハート歯科クリニック	新発田市中曽根町1-3-10	令和3年4月1日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町2-16-9	令和3年4月1日
クスリのアオキ本所薬局	見附市本所1丁目3番7号	令和3年4月1日
本田医院	燕市分水桜町一丁目5番28号	令和3年4月1日
ひめかわ美野クリニック	糸魚川市南寺町2丁目10番30号	令和3年3月25日
ハート調剤薬局糸魚川店	糸魚川市南寺町2-10-29	令和3年3月25日
あい横町調剤薬局	糸魚川市横町2-3-5	令和3年4月1日
本田脳神経外科クリニック	阿賀野市下条町13-12	令和3年4月1日
本町調剤薬局水原店	阿賀野市中央町2丁目12番18号	令和3年2月1日
真野みずほ病院	佐渡市真野73番地	令和3年3月1日
共栄堂薬局うおぬま店	魚沼市原虫野433番7	令和3年4月1日

共創未来 舞子薬局	南魚沼市仙石1-17	令和3年4月1日
さりら薬局	南魚沼市浦佐1534番地4	令和3年4月1日
ウエルシア薬局南魚沼六日町店	南魚沼市川窪1001-1	令和3年4月1日
ついじ調剤薬局	胎内市築地1853	平成29年6月1日
訪問看護おはぎ	南蒲原郡田上町羽生田159番地	令和3年3月1日

◎新潟県告示第639号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
吉田病院長町訪問看護ステーション	長岡市長町1丁目1668番地	所在地	長岡市長町1丁目1667番地	長岡市長町1丁目1668番地	令和2年11月14日

◎新潟県告示第640号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	廃止年月日
共栄堂薬局おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	令和3年3月10日
医療法人社団 阿部歯科医院	十日町市昭和町4丁目寅甲155番地2	令和3年3月25日
アイン薬局 村上店	村上市緑町5丁目5番23号	令和3年4月4日
田巻歯科医院	燕市白山町2-1-30	令和3年4月1日

◎新潟県告示第641号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
訪問看護ステーションアシスト	糸魚川市横町5丁目11番1号	令和3年1月1日

◎新潟県告示第642号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
金澤 駿介(柔道整備)	しろくま接骨院	十日町市錦町1丁目8-1	令和3年3月31日

◎新潟県告示第643号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会		
代表者氏名	代表理事会長 今井 長 司		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		成 分 検 査 業 務 受 委 託 先
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
新潟県	鈴木 光英	もみ、玄米、大豆	K1515031
	斉藤 幸雄	もみ、玄米、大豆	K1515040
	圓山 伸治	もみ、玄米、大麦、大豆	K1516003
	高橋 定利	もみ、玄米、大豆、そば	K1516066
	山田 栄	もみ、玄米、大豆	K1517012
	阿部 静代	もみ、玄米、大豆	K1517068
	荒木 徳徳	もみ、玄米、大豆、そば	K1517074
	小林 利治	もみ、玄米、大豆	K1517093
	木村 武義	もみ、玄米、大豆	K1517094
	小林 智一郎	もみ、玄米	K1517098
	黒坂 正春	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1520003
	國島 康敏	もみ、玄米、大豆、そば	K1520011
	佐藤 克俊	もみ、玄米	K1520033
	遠山 雄介	もみ、玄米	K1520023
	松田 隼治	もみ、玄米、大豆	K152019006
	猪俣 美和	もみ、玄米、大豆、そば	K152019013
	黒崎 清孝	もみ、玄米、大豆	K152019029
	菅川 秀大	もみ、玄米、大豆	K152005181
備 考	略称『新潟県検査協会』令和3年5月14日 農産物検査員18名の登録抹消。検査員合計703名。		

◎新潟県告示第644号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所

新潟県村上市勝木字小田349の2・349の3 (以上2筆国有林)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第645号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、胎内市の築地土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	胎内市築地1805番地	長津 茂富 (理事長)
〃	〃 山王1067番地	水澤 正明
〃	〃 築地1813番地1	赤塚 栄一
〃	〃 村松浜1052番地	小林 正樹
〃	〃 宮川810番地	橋本 聡
監事	〃 中村浜913番地	佐藤 直文
〃	〃 村松浜1112番地	渡辺 秀敏

就任年月日 令和3年4月26日

2 退任

理事	胎内市竹島159番地	星野 耕一 (理事長)
〃	〃 山王1063番地1	角田 裕之
〃	〃 村松浜1141番地	小林 安榮
〃	〃 中村浜1110番地	渡邊 清治
〃	〃 築地1805番地	長津 茂富
〃	〃 築地2234番地	高橋 重信
〃	〃 築地1813番地1	赤塚 栄一
監事	〃 村松浜1058番地	小林 勲
〃	〃 中村浜913番地	佐藤 直文

退任年月日 令和3年4月25日

◎新潟県告示第646号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 傍所町の一部
阿賀町	阿賀町の地籍図及び地籍簿 大字豊川の一部

2 認証年月日

令和3年5月6日

◎新潟県告示第647号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第648号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第649号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原田川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市原字居平600番1から	新	3.6~29.8メートル	274.7メートル
同市原字向島892番1まで	旧	3.6~11.0メートル	275.4メートル

◎新潟県告示第650号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 原田川線
- 2 供用開始の区間
魚沼市原字居平600番1から同市原字向島892番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年5月14日

◎新潟県告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守門湯之谷線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市中子沢字休メ木1333番から	新	8.5～14.0メートル	62.2メートル
同市中子沢字休メ木1334番1まで	旧	8.5～14.0メートル	62.2メートル

◎新潟県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 守門湯之谷線
- 2 供用開始の区間
魚沼市中子沢字休メ木1333番から同市中子沢字休メ木1334番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年5月14日

◎新潟県告示第653号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月14日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和3年4月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メ ートル）	延長（メ ートル）
五泉市伊勢の川926番1の内、927番1の内、927番3の内、928番1の内	6.00	89.27

公 告

予算の公表について（公告）

令和3年3月31日専決処分をした令和2年度新潟県一般会計補正予算及び災害救助事業特別会計補正予算並びに令和3年4月28日専決処分をした令和3年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,893,681千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,378,071,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
I 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 255,984,000	千円 1,768,000	千円 257,752,000
	第1項 県 民 税	66,414,000	△ 7,000	66,407,000
	第2項 事 業 税	56,873,000	829,000	57,702,000
	第3項 地方消費税	65,232,000	647,000	65,879,000
	第4項 不動産取得税	4,461,000	266,000	4,727,000
	第5項 県たばこ税	2,227,000	△ 2,000	2,225,000
	第6項 ゴルフ場利用税	449,000	10,000	459,000
	第7項 軽油引取税	22,805,000	△ 55,000	22,750,000
	第8項 自動車税	32,578,000	80,000	32,658,000
	第10項 狩 猟 税	11,000	1,000	12,000
	第13項 旧法による税	25,000	△ 1,000	24,000
第3款 地方譲与税		36,998,938	△ 23,254	36,975,684
	第1項 特別法人事業譲与税	32,812,711	△ 18,924	32,793,787
	第2項 地方揮発油譲与税	3,721,828	△ 8,707	3,713,121

	第3項 石油ガス譲与税	147,308	3,812	151,120
	第4項 自動車重量譲与税	209,783	843	210,626
	第6項 航空機燃料譲与税	966	△ 278	688
第5款 地方交付税		243,891,319	879,905	244,771,224
	第1項 地方交付税	243,891,319	879,905	244,771,224
第6款 交通安全対策特別交付金		420,541	4,929	425,470
	第1項 交通安全対策特別交付金	420,541	4,929	425,470
第7款 分担金及び負担金		7,440,352	8,268	7,431,984
	第2項 負担金	5,301,573	△ 8,268	5,293,305
第8款 使用料及び手数料		14,579,799	475,743	14,104,056
	第1項 使用料	10,833,300	△ 499,680	10,333,620
	第2項 手数料	3,746,499	23,937	3,770,436
第9款 国庫支出金		231,644,138	△ 7,007,115	224,637,023
	第1項 国庫負担金	28,020,809	△ 197,496	27,823,313
	第2項 国庫補助金	201,249,352	△ 6,808,574	194,440,678
	第3項 委託金	2,374,077	△ 1,045	2,373,032

第10款 財産収入									
	第1項 財産運用収入	1,686,216	159,653		1,845,869				
	第2項 財産売却収入	640,501	7,888		648,389				
		1,045,715	151,765		1,197,480				
第11款 寄附金	第1項 寄附金	1,277,212	767		1,277,979				
		1,277,212	767		1,277,979				
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	19,917,049	△ 97,301		19,819,748				
	第2項 基金繰入金	3,460,846	36,378		3,497,224				
		16,456,203	△ 133,679		16,322,524				
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	176,761,061	△ 499,254		176,261,807				
	第2項 利子収入	219,774	△ 28,000		191,774				
	第5項 受託事業収入	8,049	△ 223		7,826				
	第6項 収益事業収入	4,128,071	△ 10,120		4,117,951				
	第8項 雑入	2,989,401	△ 403,547		2,585,854				
		5,214,940	△ 57,364		5,157,576				
第14款 県債	第1項 県債	296,719,000	△ 8,596,000		288,123,000				
		296,719,000	△ 8,596,000		288,123,000				

歳 入 合 計	1,391,965,465	△	13,893,681	1,378,071,784

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
		千円	千円	千円	千円
第1款	議会費	1,290,546		1,290,546	
第2款	総務費	30,039,750	4,074,334	34,114,084	
	第1項 政策費	6,803,634	△ 500,007	6,303,627	
	第2項 総務管理費	13,154,730	4,586,438	17,741,228	
	第4項 徴税費	7,280,369	△ 10,899	7,269,470	
	第5項 市町村振興費	976,177	△ 298	975,879	
	第7項 人事委員会費	148,471	△ 900	147,571	
第3款	県民生活・環境費	12,353,076	△ 789,027	11,564,049	
	第1項 県民生活管理費	5,977,882	△ 75,848	5,902,034	
	第2項 防災費	4,718,527	△ 711,126	4,007,401	
	第3項 環境企画費	649,254	△ 2,053	647,201	
第4款	福祉保健費	216,031,882	△ 925,774	215,106,108	
	第1項 福祉保健費	24,739,557	△ 102,418	24,637,139	

第 3 項 医務薬事費	20,876,064	△	177	20,875,887
第 4 項 医師・看護職員確保対策費	1,680,188	△	8,864	1,671,304
第 5 項 高齢福祉保健費	47,405,977	△	23,548	47,382,429
第 6 項 健康対策費	27,298,867	△	269,492	27,029,375
第 7 項 生活衛生費	3,123,426	△	18,044	3,105,382
第 8 項 障害福祉費	23,146,683	△	234,839	22,911,844
第 9 項 子ども家庭費	24,098,239	△	268,392	23,829,847
第 5 款 労働費	2,488,433	△	11,749	2,476,684
第 2 項 しごと定住促進費	720,772	△	10,720	710,052
第 3 項 職業能力開発費	1,644,414	△	1,029	1,643,385
第 6 款 産業費	187,216,091	△	6,988,713	180,227,378
第 1 項 産業政策費	6,885,523	△	1,048,412	5,837,111
第 2 項 創業・経営支援費	161,401,966	△	5,589,606	155,812,360
第 3 項 産業振興費	2,041,265	△	14,644	2,026,621
第 4 項 商業・市場産業振興費	226,451	△	32,699	193,752
第 5 項 産業立地費	13,206,326	△	40,359	13,165,967
第 6 項 観光費	3,454,560	△	262,993	3,191,567

第7款 農林水産業費					89,923,663
第2項 地域農政推進費				△	641,424
第3項 農産園芸費				△	544,073
第4項 経営普及費				△	139
第5項 食品・流通費				△	4
第6項 畜産業費				△	10,469
第8項 林業費				△	3,743
第9項 農地管理費				△	73,049
第10項 農地基盤整備費				△	26
				△	9,921
				△	50,254,050
第8款 土木費				△	168,054,609
第1項 土木管理費				△	2,705,430
第2項 道路橋りょう費				△	127
第3項 河川海岸費				△	2,283,389
第4項 砂防費				△	20,595
第7項 交通政策費				△	11,921
第8項 港湾振興費				△	182,306
第9項 港湾費				△	8,519
				△	527,262
				△	3,554,897
				△	10,311,994
				△	170,760,039
				△	11,190,625
				△	76,449,158
				△	38,215,071
				△	12,578,143
				△	3,737,203
				△	535,781
				△	10,450,173

第9款 警察費	第10項 空港費	806,908	△	60,394	746,514
	第1項 警察管理費	51,266,480 47,382,441	△ △	163,985 163,985	51,122,495 47,218,456
第10款 教育費		177,047,545	△	1,272,800	175,774,745
	第1項 教育総務費	9,279,045	△	44,534	9,234,511
	第2項 小中学校費	83,466,004	△	469,877	82,996,127
	第3項 高等学校費	48,997,752	△	475,822	48,521,930
	第4項 特別支援学校費	20,659,183	△	153,946	20,505,237
	第6項 生涯学習推進費	317,947	△	800	317,147
	第7項 文化行政費	484,944	△	653	484,291
	第8項 保健体育費	453,067	△	36,132	416,935
	第9項 私学教育振興費	10,824,028	△	91,036	10,732,992
第11款 災害復旧費		10,190,093	△	3,793,198	6,396,895
	第1項 農林水産施設災害復旧費	3,974,511	△	1,772,230	2,202,281
	第2項 土木施設災害復旧費	6,215,582	△	2,020,968	4,194,614
第12款 県債費		296,407,668		1,765	296,409,433

	第1項 県債費	296,407,688		1,765	296,409,433
第13款 諸支出金					
	第2項 雑支出	145,988,775	△	457,880	145,531,095
	第3項 地方消費税清算金	2,990,500	△	417,007	2,573,493
	第5項 配当割交付金	65,109,797	△	29	65,109,768
	第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,008,908	△	1,060	1,007,848
	第9項 地方消費税交付金	1,123,848	△	1,973	1,121,875
	第10項 ゴルフ場利用税交付金	50,947,057	△	35	50,947,022
	第12項 軽油引取税交付金	324,704	△	11,802	312,902
	第14項 旧法による自動車取得税交付金	5,177,562	△	25,060	5,152,502
	第1項 予備費	300,000	△	220,000	80,000
	第1項 予備費	300,000	△	220,000	80,000
歳出	合計	1,391,965,465	△	13,893,681	1,378,071,784

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	17,136,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	16,827,000					
河川事業費	20,779,000	20,752,000										
海岸事業費	1,018,000	1,012,000										
砂防事業費	7,196,000	7,180,000										
街路事業費	471,000	472,000										
公園事業費	730,000	727,000										
公営住宅建設事業費	277,000	276,000										
港湾事業費	5,759,000	5,686,000										
水産事業費	145,000	146,000										
漁業事業費	664,000	663,000										
林業事業費	599,000	594,000										

治山事業費	3,749,000	3,748,000
農地事業費	12,630,000	12,625,000
災害復旧事業費	3,452,000	1,907,000
学校教育施設等整備事業費	2,972,000	2,956,000
社会福祉施設整備事業費	240,000	237,000
地域活性化事業費	1,416,000	1,411,000
防災対策事業費	8,157,000	8,368,000
地方道路等整備事業費	12,606,000	11,978,000
合併特例事業費	2,124,000	2,123,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	70,000	69,000
河川等整備事業費	206,000	203,000
臨時高等学校政策等事業費	1,647,000	1,539,000
警察施設整備事業費	1,228,000	1,223,000
交通安全施設整備事業費	446,000	417,000

県民会館改修事業費	1,508,000	1,507,000
地域機関改修事業費	383,000	313,000
地域プロジェクト事業費	62,000	61,000
国立・国定公園施設整備事業費	47,000	46,000
柏崎アークアパーク改修事業費	164,000	163,000
農林水産業振興事業費	30,000	0
公共施設等除却費	545,000	533,000
行政改革推進債	7,062,000	4,240,000
退職手当債	2,718,000	2,396,000
減収補てん債	15,672,000	12,914,000
合計	296,719,000	288,123,000

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,735,465千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 災害救助事業収入		千円 3,074,391	千円 △ 1,338,926	1,735,465	千円
	第1項 国庫支出金	109,219	△ 93,574	15,645	
	第3項 繰入金	2,545,857	△ 1,285,203	1,260,654	
	第4項 諸収入	70,326	45,230	115,556	
	第6項 分担金及び負担金	36,593	△ 5,479	31,114	
	第8項 寄附金		100	100	
歳 入	合 計	3,074,391	△ 1,338,926	1,735,465	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		3,074,391 千円	△ 1,338,926 千円	1,735,465 千円
	第1項 災害救助費	1,446,375	△ 704,165	742,210
	第2項 基金積立金	1,122,009	△ 671,139	450,870
	第4項 繰出金	101,665	36,378	138,043
歳出	合 計	3,074,391	△ 1,338,926	1,735,465

令和3年度新潟県一般会計補正予算

令和3年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,362,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,417,712,988千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第9款 国庫支出金		千円 159,872,964	千円 10,326,243	千円 170,199,207
	第1項 国庫負担金	27,606,743	36,744	27,643,487
	第2項 国庫補助金	128,850,063	10,289,499	139,139,562
第12款 繰入金		17,689,865	36,745	17,726,610
	第2項 基金繰入金	13,947,786	36,745	13,984,531
歳 入	合 計	1,407,950,000	10,362,988	1,417,712,988

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円	千円
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	191,103,049	2,037,433	193,140,482	
	第9項 子ども家庭費	21,229,215	1,760,000	22,989,215	
	第10項 感染症対策費	22,861,159	41,013	22,902,172	
第6款 産業費		20,772,323	236,420	21,008,743	
	第1項 産業政策費	313,308,240	8,325,555	321,633,795	
	第5項 観光費	1,811,831	3,828,000	5,639,831	
出	合計	2,039,894	4,497,555	6,537,449	
歳	合計	1,407,350,000	10,362,988	1,417,712,988	

新潟県農業大学校の学生募集について（公告）

令和4年度の新潟県農業大学校の学生を下記により募集する。

令和3年5月14日

新潟県農業大学校長 滝沢 敏弘

1 所在地

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021

2 募集定員

(1) 学科（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

(2) 研究科（卒業時、大学卒業同等資格（人事院規則による。））

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

3 修業年限

(1) 学科

2年

(2) 研究科

2年

4 出願資格

(1) 学科

ア 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。

なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

(ア) 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を令和4年3月卒業見込みの者
- 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の評定平均値」が3.0以上の者
- 合格した場合は、入校することを確約できる者

(イ) 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

- 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者
 - 認定新規就農者
 - 認定農業者の後継者
- 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- 本校卒業後、認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者
- 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和4年3月卒業見込みの者を含む。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ウ) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

(2) 研究科

次のいずれかに該当する者であって、本校卒業後、新潟県内において、就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）を目指す者及び農業・農村地域の指導に携わることを目指す者

ア 新潟県農業大学の学科を卒業した者（令和4年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 本校に準ずる農業者研修教育施設を卒業した者（令和4年3月卒業見込みの者を含む。）

ウ 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（令和4年3月卒業見込みの者を含む。）

エ 校長が、ア、イ又はウに規定する者と同等以上の学力を有すると認めた者

5 出願書類

(1) 学科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

ウ 営農状況等調査書

エ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

オ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 研究科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出願資格に係る出身学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

ウ 出願資格に係る出身学校等の成績証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

エ 営農状況等調査書

オ 日本農業技術検定2級以上取得者は、日本農業技術検定合格証の写し

6 出願期間

(1) 学科

ア 推薦入校試験

(7) 学校長推薦

令和3年10月4日（月）～10月8日（金）

(イ) 地域推薦

令和3年10月4日（月）～10月8日（金）

イ 一般入校試験

(7) 前期

令和3年11月15日（月）～11月19日（金）

(イ) 中期

令和4年1月11日（火）～1月14日（金）

(ウ) 後期

令和4年2月14日（月）～2月18日（金）

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、一般入校中期試験終了時の合格者数により、一般

入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

(2) 研究科

ア 第1次入校試験

令和3年11月8日(月)～11月12日(金)

イ 第2次入校試験

令和4年1月24日(月)～1月28日(金)

なお、第1次入校試験終了時の合格者数により、第2次入校試験を実施しないことがある。

第2次入校試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

(1) 郵送又は持参によること。

(2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

(3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

8 出願上の注意事項

(1) 学科

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門を記入することができる。

イ 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)

ウ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科)在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(2) 研究科

ア 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)ただし、本校学科を令和4年3月卒業見込みの者は不要とする。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に、「入校願書(研究科)在中」と朱書きし、簡易書留とする。

ウ 日本農業技術検定2級以上取得者は、「資格・免許欄」に必ず資格の名称と取得年月日を記入すること。

(3) 障害等を有する入校志願者の事前相談

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

(4) 出願資格の審査

学科の一般入校において、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有するとして志願を予定する者は、出願資格の審査のため、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校考査料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

なお、入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行又は郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。

12 入校試験

(1) 学科

ア 日時

(7) 推薦入校試験

令和3年11月2日(火) 午前8時50分から

- (イ) 一般入校試験
 - a 前期
令和3年12月10日(金) 午前8時50分から
 - b 中期
令和4年1月28日(金) 午前8時50分から
 - c 後期
令和4年3月4日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

- (7) 推薦入校試験
小論文、数的能力、適性検査及び面接
- (イ) 一般入校試験
国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

(2) 研究科

ア 日時

- (7) 第1次入校試験
令和3年12月3日(金) 午前8時50分から
- (イ) 第2次入校試験
令和4年2月10日(木) 午前8時50分から

イ 試験科目

小論文及び面接

13 合格発表

(1) 発表日時

ア 学科

- (7) 推薦入校試験
令和3年11月10日(水) 午前10時
- (イ) 一般入校試験
 - a 前期
令和3年12月22日(水) 午前10時
 - b 中期
令和4年2月7日(月) 午前10時
 - c 後期
令和4年3月9日(水) 午前10時

イ 研究科

- (7) 第1次入校試験
令和3年12月15日(水) 午前10時
- (イ) 第2次入校試験
令和4年2月18日(金) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

(7) 一般入校前期試験

令和3年12月22日(水)～令和4年1月21日(金)

(イ) 一般入校中期試験

令和4年2月7日(月)～3月7日(月)

(ウ) 一般入校後期試験

令和4年3月9日(水)～4月8日(金)

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

エ 請求方法

受験者(本人に限る。)が受験票を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

(1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

(2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料及び寄宿料

学生は、月額9,900円(予定)の授業料及び月額1,980円(予定)の寄宿料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

(1) 学科

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約90万円)

(2) 研究科

ア 教科書、実習等に要する諸経費、食費、学生寮で要する光熱水費等(入寮する場合のみ)、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間30～50万円)

イ 大学校以外で行われる講義及び実習先までの移動に関する経費

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

(1) 貸与額

月額16,000円(予定)

(2) 利子

無利子

(3) 貸与要件

ア 卒業後、県内において就農を予定する者

イ 学業成績が優秀である者

ウ 経済的に修学が困難な者

(4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

21 学生寮への入寮

(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。

学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。

(2) 研究科は、校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。

22 その他

募集要項については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

正 誤

令和3年4月27日付け新潟県監査委員公表（監査結果報告公表）中

ページ	行	誤	正
53	5	同上	適正と認めた。